

米子児童相談所施設内虐待事案に係る 再発防止策検証結果報告書

令和2年9月14日

鳥 取 県

(米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議)

目 次

1	はじめに	2
2	虐待事案の概要	2
3	事案発生を受けて県が取りまとめた再発防止策等	3
4	事案発生後の県の対応に対する検討	4
5	検証チームによる調査・意見を踏まえた事案発生の要因	5
6	再発防止策として実施することが必要な事項	7
7	おわりに	9
○参考資料		
資料1	県内の児童相談所と一時保護業務の概要	10
資料2	米子児童相談所の概要	11
資料3	検証チーム会議開催経過等	13
資料4	検証チーム調査員名簿	13

1 はじめに

米子児童相談所の一時保護所において、令和元年7月から8月の間に、夜間指導員（県の特別職非常勤職員）が入所児童2名に対し、児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待（施設内虐待）に該当する行為を行う事案が発生した。

子どもの権利擁護を図り、安心・安全な環境を提供すべき児童相談所の職員が、保護中の児童に対して虐待を行うことは、子どもの心身を更に傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

事案発生を受けて、米子児童相談所を管轄する子育て・人財局が中心となって、関係者からの聞き取りを行い、米子児童相談所の組織体制の見直しなどの再発防止策をとりまとめている。しかし、事案発生後の対応に不適切な点はなかったか、虐待の発生要因を踏まえた適切な再発防止策となっているかについて調査・検証して、再発防止の徹底と更なる児童相談所の体制強化につなげるため、外部有識者を調査員とする検証チームを設置することとした。

検証チーム会議の運営に当たっては、制約なく多様な意見等を聴取し、再発防止策の検討に反映させるため、検証チームとしての意見集約等を行わず、自由に発言していただく方式とし、県の業務の監察等を所管する総務部が第三者の立場から各調査員の意見等を可能な限り反映させて、検証結果報告書を取りまとめることとした。

2 虐待事案の概要

(1) 被害を受けた児童 一時保護中の女子児童2名（中学生、高校生）

(2) 加害職員

- ・職名 夜間指導員（特別職非常勤職員）
- ・性別、年齢 男性、76歳（元教員）
- ・採用年月日 平成30年7月1日（雇用期間1年、更新あり）
- ・勤務条件 月9日以内 17：15～翌8：30まで（宿直）
- ・その他 当該職員は毎月7～8日程度勤務していた。
（当時の夜間指導員の中では最多）

(3) 事案の内容

令和元年7月から8月にかけて、2名の被害児童に対し、複数回、夜間（就寝時間を過ぎ職員1人体制となる23時頃）に同児童が宿直室を訪れた際、下着姿で対応したり懐抱行為（いわゆるハグ）を行った。また、被害児童の1人に対し、1度、夜間（23時頃）に同児童が宿直室を訪れた際、キス行為を行った。

なお、当該加害職員は、虐待行為直前の6月初旬に、「宿直室から下着姿で児童の前に出てきた」こと及び「児童の対応に関する距離が近い」ことについて今後慎むよう注意を受けているにも関わらず、下着姿での対応や消灯後に宿直室に児童を

呼び出すなど不適切な行動を続けていた。

(4) 発覚の経緯とその後の対応

被害児童はキスされたことで「おかしい」と感じ、8月31日、当該児童から被害をほのめかす言動（児童相談所は安全な所ではないなど）が見受けられたことから児童相談所も異変を察知し、職員の説得により、9月3日に児童が被害を打ち明けたことにより、事案が発覚した。

事案の発覚以降、子育て・人財局において、家庭支援課、福祉相談センター（中央児童相談所）、倉吉児童相談所による調査体制を組み、米子児童相談所職員への聞き取り調査、加害職員への聞き取り調査を行うとともに、警察、検察と合同で被害児童への司法面接を行った。被害児童及び加害職員からの聞き取りにおいては、それぞれの主張に必ずしも一致していない部分がある一方で、双方とも（3）に記載の事実があったことは認めている。

また、職員の処分を所管する人事企画課が加害職員への聞き取りを10月に実施するとともに、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において10月から12月にかけて事案の認定と米子児童相談所の改善報告について3回審議を行った。

10月時点では、鳥取地方検察庁米子支部から「捜査への影響の可能性があるため検察庁の処分まで公表を控えてほしい」との要請があり、変動の可能性がある内容での公表で被害児童の心理的な負担が積み重なることへの懸念もあったことから、公表を見送った。その後、加害職員に対する懲戒処分として、翌年1月27日に解職を行うとともに、上司である米子児童相談所長に対して文書訓告、判定保護課長に対して口頭注意の処分を行った。同時に、事案の発生と職員処分の内容（解職）を公表した。

なお、司法上の処分としては、12月18日に鳥取県青少年健全育成条例違反で略式起訴されて、同月23日に罰金10万円の支払いが命じられた。また、被害児童に対しては、担当の児童福祉司と児童心理司が中心となり、継続して面接を実施し、精神面でのフォローを行うとともに、生活面においても支援をしている。

3 事案発生を受けて県がとりまとめた再発防止策等

(1) 事案発生の要因分析

- ・児童相談業務を行う上で最も重要な、児童の権利に関する条約及び児童福祉法に定める「子どもの最善の利益」を守るという理念の共有が徹底されていなかった。（業務に対する倫理観の共有が不足していた。職員への研修体制が不十分であった。）
- ・適切な距離感を保ち、子どもと接することの重要性に関する職員指導が徹底されていなかった。また、様々な事情を背景に持っている子どもが見せる心理面・行動面の特性等の理解に関する研修も不足していた。

- ・業務に関する特別な相談等がある場合を除き、業務前後の引継ぎを行う場面しか夜間指導員と正職員が関わる機会がなかったため、一時保護業務で生じた課題点等の把握が不十分であった。また、引継ぎ記録に記載すべき内容等に関する夜間指導員への指導も不十分であった。
- ・一時保護期間中の子どもの権利擁護に関する取組や一時保護所の運営全般に関して、第三者による評価をいただく機会を設けていなかった。

(2) 米子児童相談所において既に実施している再発防止策

- ・組織体制の見直し（令和2年4月より、職員3名増のほか、一時保護課を新設）
- ・夜間の一時保護所の体制見直し（夜間は、正職員＋夜間指導員の宿直2名体制へ見直し済み）
- ・職員研修の徹底（非常勤職員を含む全職員を対象に被措置児童等虐待対応研修を新たに実施するほか、新任職員及び夜間指導員を対象に虐待を受けた児童の特徴と支援に係る研修、肯定的関わりを基盤とした支援技法に係る研修を実施。夜間指導員を含む夜間勤務職員の研修について、実施回数及び研修時間を拡充）
- ・一時保護所業務マニュアルの整備（夜間指導員の業務マニュアルを詳細なものに見直し。一時保護に関わる職員全体が遵守すべき倫理規程を作成）
- ・一時保護所業務の引継ぎ内容の改善（業務日誌に加え、定期的な職員面談の実施）
- ・子どもの権利擁護に関する取組の充実（児童への定期的なアンケート調査の実施。一時保護所における子どもの権利について説明するとともに、意見箱の利用を周知）
- ・第三者評価の受審（令和元年度に自己評価を実施し、令和2年度に第三者評価を受審）

4 事案発生後の県の対応に対する検討

米子児童相談所は、事案発覚後直ちに、家庭支援課に虐待の疑い事案の発生を報告し、家庭支援課では、その翌日、緊急児童相談所長会議を開催して調査方法等を決定した。さらに、その翌日には、米子警察署及び鳥取地方検察庁米子支部に虐待の疑い事案の発生を届け出るとともに、加害職員を含む職員への聞き取り調査を始めており、初動対応の早さは評価できる。

調査は概ね1か月で終了し、9月27日に開催した緊急児童相談所長会議において被措置児童等虐待（施設内虐待）であると認定し、米子児童相談所に改善報告を求めるとともに、加害職員への処分の検討も始めている。その直後、検察官から公表を控えるよう要請されたが、事案の重大性に鑑みれば、できる限り早いタイミングで、捜査への影響や被害児童の心情への十分な配慮をしつつ公表できる事項はないのか、検察、警察等の関係機関と調整すべきであった。

しかし、11月22日の県議会福祉生活病院常任委員会による米子児童相談所の調査の際には、この事案について触れられることはなかった。翌年1月10日には司

法上の処分が確定したとの連絡があり、非公表の要請は解除されたにもかかわらず、公表が同月27日となったことは不適切と言わざるを得ない。

また、取りまとめた再発防止策についても、児童にかかわる職員としてふさわしい者を採用するための募集方法や、米子児童相談所の一時保護の期間が長期化していたことへの解消方法に触れられていないなど、不十分な点がある。

5 検証チームによる調査・意見を踏まえた事案発生の要因

令和2年2月に、弁護士、児童養護施設関係者、学識経験者、保護者の4分野から検証チームの調査員4名を委嘱し、2月から8月にかけて4回のチーム会議と米子児童相談所一時保護所の現地調査、職員からの聞き取りを実施した。チーム会議等で調査員から出された意見を踏まえて、改めて発生要因の検証を行った。

(1) 児童相談所において、児童の安全確保に関わる相談業務を優先した結果、保護の体制が手薄になっていたこと。

ア 組織体制上の要因

米子児童相談所では、児童虐待の件数が増加していく中、限られた人員で通報から遅滞なく子どもの安全を確認するため、平成20年8月に、正職員を日中の相談業務に優先して配置し、正職員(1名)のローテーションで対応していた一時保護所の宿直業務を非常勤の夜間指導員に切り替えた結果、他府県(複数体制が基本)と比して夜間の保護体制が手薄となっていた。

(参考)都道府県設置の一時保護所夜間体制(H30に他県が実施した全国調査による)

- ・全国的に一時保護所の夜間体制は複数体制が基本。
- ・本県同様、全ての児童相談所に一時保護所を設置している「全部設置型」の都道府県の児童相談所43か所のうち、夜間1名体制は本県の3児童相談所を含む5児童相談所。本県以外の2児童相談所は正職員1名体制。⇒非常勤1名体制は本県のみ。

また、米子児童相談所では、以前から連携の重要性を認識し、市町村、教育機関、医療機関、里親、児童養護施設などの関係機関とのネットワークを構築している。しかし、近年、比較的経験の少ない職員が多くなり、相談業務の経験不足を補う方向にネットワークが活用されがちで、一時保護業務への支援は弱まっていた。

イ 夜間指導員の採用・育成上の要因

米子児童相談所の夜間指導員は、従前から鳥取大学医学部の大学院生(心理学専攻)を対象として雇用し、基礎的なトレーニングは経験済みであったこと、また、先輩後輩相互の引継ぎがなされていたことなどから、研修等が行われなくとも問題

とはなっていなかった。しかし、学部定員減などにより大学院生の確保が難しくなり、平成29年度からはハローワークによる求人も開始した現状において、基礎的な素養のない人材も対象となる可能性があったが、夜間指導員に対して育成（研修）や指導による監督が必要という認識が薄く、適切な研修やミーティングが行われていなかった。（一方、従前からハローワークを利用している中央児童相談所、倉吉児童相談所では研修やミーティングが行われている。）

当該加害職員が採用された平成30年度から、米子児童相談所では、毎日1名の夜間指導員の配置を確保するため、夜間指導員の採用を5名から9名（前年度からの更新5名に加え、8名を募集し4名を採用）に拡大しており、質よりも数の確保に比重が置かれていたことは否定できない。

なお、米子児童相談所では、6月初旬に、加害職員が下着姿で児童の前に出てきたこと及び児童の対応に関する距離が近いことについて慎むよう指導しているが、約1か月間の勤務状況の確認で問題はないと判断し、事案の発生を防ぐチャンスを失った。また、この間、加害職員から被害児童に対する不適切な発言があったことも把握したが、この発言に対する指導は行われていない。

（2） 子どもが虐待の兆候等を信頼できる大人に伝えるシステムが機能していなかったこと。

今回の事案では、最初の被害の発生から発覚までに1か月以上かかっている。被害児童は6月に、加害職員が下着姿で歩いていたことなどを米子児童相談所の職員に相談しているが、判定保護課長から注意を受けただけで、その後、当該加害職員から「言わないでよ」と言われている。この経験から、証拠がないと信じてもらえない、相談すると加害者に伝わり何かされるかもしれないと考え、職員への相談を渋るなど、被害児童と児童相談所との間の相互理解、信頼関係の構築が十分ではなかった。

また、子どもの権利ノート（入所児童に渡す小冊子で、守られるべき子どもの権利があることを伝え、権利が奪われそうになった時には関係者に意見を伝えるよう促す内容となっている。）はあるが、近年見直しも行われず、米子児童相談所では権利擁護の取組みに活用されていなかった。権利ノートの内容も、性的虐待や施設内虐待の記述がない、伝えた意見がどう扱われるか説明がないなど不十分であった。意見箱についても、秘密が守られるのかなど意見の扱いへの子どもの不安から、利用は少なかった。

（3） 米子児童相談所においては、令和元年度の一時保護の期間が著しく長期化していたこと。

令和元年度の米子児童相談所の所内一時保護の期間は、前年度や他の児童相談所と比較して飛びぬけて長く、今回の被害児童のうち1名は事案が発覚した時点で保護期間が6か月を超え、もう1名も1か月半近くとなっていた。一時保護期間の長

期化は、家族の意向や児童の意思などにより支援方針の決定が難しいためであるが、児童福祉法第33条第3項にその期間は原則として2か月を超えてはならないとされていることからすれば、早期に対応を決定することが必要であり、米子児童相談所では決定をする決断力が組織的に十分ではなかったと指摘せざるを得ない。この結果、加害職員と被害児童が接する機会が増加しており、関係性が変わっていった可能性が高い。

○米子児童相談所の一時保護の期間

年度	所内一時保護					委託一時保護				
	平均 人員	平均 日数	最短 日数	最長 日数	2か月 以上	平均 人員	平均 日数	最短 日数	最長 日数	2か月 以上
H29	2.3人	8.2日	1日	69日	1件	8.2人	40.7日	1日	371日	7件
H30	1.7人	9.9日	1日	74日	2件	3.8人	16.8日	1日	99日	6件
R1	3.3人	27.3日	1日	309日	8件	4.6人	17.5日	1日	400日	8件

※令和元年度は、令和2年1月末までの状況。中央児相の所内一時保護の平均日数は6.6日、倉吉児相は7.1日。

※参考数値として、所内一時保護における全国の平均日数は、29.6日（平成29年度）

（4）児童相談所として県民に対する説明責任を果たす意識が弱かったこと。

児童相談所は、家庭支援課の所管に属する地方機関であり、県議会に対する報告・説明は、家庭支援課が行うのが通常であるため、児童相談所の職員が直接、県民から選ばれる議員に接することは少ない。米子児童相談所が県議会福祉生活病院常任委員会による調査の際にこの事案に触れなかった要因の一つに、このような事情を指摘することができる。

児童相談所は、児童に関する相談、調査、指導、保護等を行う機関であり、児童や保護者のセンシティブな情報を取り扱うことが多いため、秘密の保持には十分注意する必要がある。しかし、児童虐待の増加等を背景として、児童相談所の業務に対する県民の関心は高まっており、事案の重大性に鑑みれば、県民の代表である県議会の調査の機会を捉えて、本人への配慮等をしつつ支障のない範囲で説明すべきであった。

6 再発防止策として実施することが必要な事項

（1）正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制等の強化

既に実施されている再発防止策では、一時保護所の夜間体制について、正職員と非常勤の夜間指導員の2名体制を基本とし、保護している児童数や状況に応じて、必要によっては3名以上の体制もとられている。さらに、児童からの相談や不測の事態に適切に対応するために、夜間対応する職員の数を更に増やすことができるようにすべきである。

なお、正職員の宿直が増えることに伴い、勤務時間をスライドさせる特例勤務を活用するなど、職員の負担が増えないような勤務シフトの見直しが行われているが、業務量が増加していることは事実である。宿直業務の追加により業務過多となって、日中の業務に支障が生じないよう、十分な人員を確保することが必要である。

児童相談所の一時保護所で保護児童に直接かかわる職員は、正職員であるか非常勤職員であるかを問わず、専門的知識・技術をもって、職責の重大性を常に意識し、業務に従事することが求められる。職員は、子どもから何でも相談できる相手となるよう、信頼関係を築いていかなければならず、また、県民に対する説明責任を果たすとの意識を定着させる必要もある。このため、職員の専門性と意識の向上が図られるよう、人事上の配慮や資質向上のための研修等の対策が必要である。

夜間指導員の採用に当たっては、採用条件を見直し、貴重な人材を広域から求めるように改められている。選抜方法も、作文・面接試験のほかに適性検査が行われているが、それだけではなく、福祉分野を志望する学生にとって夜間指導員の経験が貴重かつ有益であることに鑑み、日頃から大学等の教育機関との連携を深め、志の高い学生を大学等から推薦してもらうなど、指導員の名にふさわしい者を積極的に獲得する必要がある。

また、採用後の研修・指導の内容についても、既に取り組みされている見直しの効果を検証するとともに、専門家の意見を聞くなどにより、テキストやプログラムを更に充実していく必要がある。

(2) 子どもの権利擁護の充実

一時保護は、子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、児童の権利に関する条約及び児童福祉法の原理に基づき、子どもの意見が尊重され、権利擁護が図られることが重要である。このため、子どもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うとともに、職員との適切な関わりの中で、子どもが意見表明できるようにしなければならない。したがって、子どもが自らの権利を理解し、虐待など意にそぐわないことがあった時に、自らの意思に関係者に伝えるための子どもの権利ノートについて、社会的養護を経験した方の改善意見や子どもたちの意見を聴くなどして内容を充実するとともに、夜間指導員を含む全職員がその重要性を理解し、活用を徹底する必要がある。意見箱についても、意見者の秘密を守りつつ、有効に活用できるような管理ルールを定め、子どもに使ってもらえるものに改める必要がある。

また、子どもにとって、虐待する職員と児童相談所を分別して考えられない可能性があり、また年齢等によっては意見の表明が難しいこともある。現在、社会的養護の関係者の間で、子どもの意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）の議論が進んでおり、厚生労働省の令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「アドボカド制度の構築に関する調査研究」（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）により、「アドボカシーに関するガイドライン案」が作成されている。この中では、4種類のアドボカシー（独立（専門）アドボカシー、制

度的アドボカシー、非制度的アドボカシー、ピアアドボカシー)の仕組みが確保されることで、子ども自身が権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること(自己権利擁護)が達成されるとされており、民間とも連携して、一時保護の入所児童に対する児童相談所の組織からは独立した権利擁護の仕組み(鳥取県版アドボカシー制度)を設けることを検討すべきである。

さらに、児童養護施設等で生活し、あるいは生活していた子どもが、自分達の意見や考えを自ら発することの重要性やその手法を学ぶ勉強会等が行われており、県も令和2年度から支援をしているが、こうした取り組みも広げていく必要がある。

(3) 長期に渡る一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等

一時保護は子どもを不安定な状況に置くものであり、必要最小限の期間とすべきである。そのためには、的確なアセスメントと関係機関との綿密な調整を行い、早期に子どもの行き先を決定する努力がまず必要である。そのため、市町村、教育機関、医療機関、里親、児童養護施設、自立援助ホームなどの関係機関とのネットワークを活用し、子どもにとって望ましい環境へ移行させることができる体制を築く必要がある。

それでも、期間が長くなる場合は、生活環境としては、もともと長期の滞在が想定されている里親や児童養護施設のほうが適当であるし、委託先においても各種専門研修が実施されており、所内一時保護から委託一時保護へ早い段階で切り替えることも検討が必要である。

7 おわりに

米子児童相談所で発生した施設内虐待により傷つけられた被害児童及び保護者の皆様に対し、心よりお詫び申し上げます。

米子児童相談所は、施設内虐待を防げなかったという問題を厳しく受け止め、再発防止に徹底的に取り組み、信頼される組織に変わっていかねばならない。県としても、再発防止のために必要な事項について真摯に検討し、できる限り早く実行に移していかねばならない。

この検証結果報告書は、県のホームページで公表するとともに、一定期間経過後に改善状況を取りまとめる予定としている。

公表は、子どもの権利を擁護すべき児童相談所において、施設内虐待を二度と起こしてはならないという観点から行うものであり、この報告書をご覧の皆様には、被害児童や関係する職員のプライバシー等への十分な配慮をお願いするものである。

資料1 県内の児童相談所と一時保護業務の概要

(1) 児童相談所の設置状況

本県では、東部、中部、西部の圏域毎に1か所、計3か所の児童相談所を設置し、各児童相談所に一時保護所を併設している。

名称	所在地・管轄	一時保護所定員
福祉相談センター (中央児童相談所)	所在地：鳥取市 管 轄：東部圏域（鳥取市、岩美郡、八頭郡）	12名
倉吉児童相談所	所在地：倉吉市 管 轄：中部圏域（倉吉市、東伯郡）	6名
米子児童相談所 住所地：米子市	所在地：米子市 管 轄：西部圏域（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）	8名

(2) 児童相談所における一時保護業務

ア 一時保護の種類と目的

一時保護の種類	一時保護の目的
緊急一時保護	虐待等により、子どもの安全確保を図るため、子どもを家庭から一時的に離す必要がある場合、家出、非行等により、子どもを保護する必要がある場合。 ⇒子どもの安全確保が主な目的。
行動観察のための一時保護	適切な援助方針を決定するため、一時保護により、生活状況等を観察し、子どもの日頃の行動上の特性等を把握する必要がある場合。 ⇒子どもの行動上の特性等を把握することが主な目的。
短期入所指導	子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援を行う必要がある場合。

イ 一時保護の支援のあり方

一時保護は、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴う場合が多い。

加えて、一時保護が必要な子どもは、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもに安心感をもたらすような共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要である。

ウ 一時保護の期間、形態

一時保護の実施期間は、原則、2か月以内。

2か月を超える場合で、親権者の同意が得られない場合は、児童相談所が家庭裁判所に一時保護の延長について申立てを行い、承認を得る必要がある。

一時保護には、児童相談所の一時保護所で実施する「所内一時保護」と児童養護施設等に委託して実施する場合「委託一時保護」の2つの形態がある。

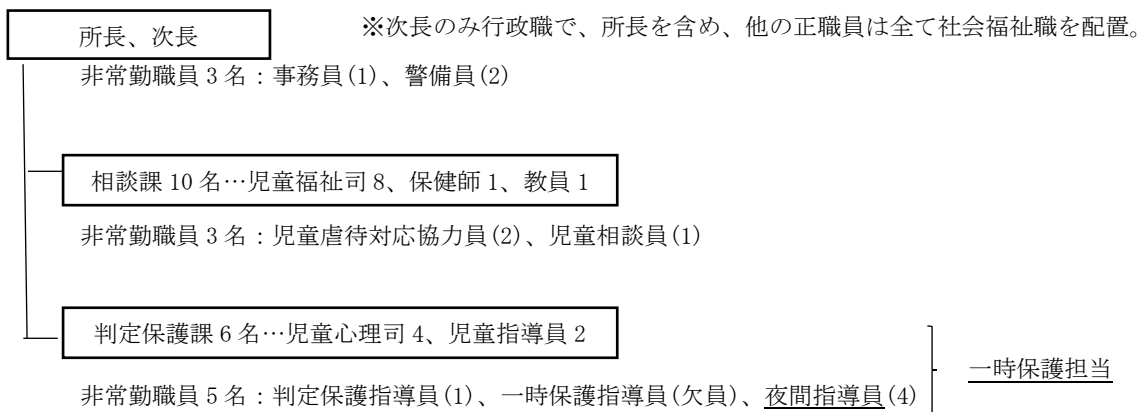
<所内一時保護と委託一時保護を実施する場合の基本的な考え方>

所内一時保護	・初めて一時保護する場合、相談主訴に関わらず、子どもの行動特性等を把握するため、所内一時保護を行うことが基本。
委託一時保護	・所内一時保護での行動観察が終了した後、引き続き、一時保護を継続する必要がある場合。 ・過去に一時保護の経験があり、行動観察の必要がない場合。

資料2 米子児童相談所の概要

(1) 米子児童相談所の組織体制（令和元年8月 虐待事案発生当時）

正職員18名、非常勤職員11名、計29名



(2) 一時保護所の日課と職員勤務時間（平日の基本パターン）

	子どもの日課	夜間指導員	一時保護指導員	正職員等
7:00	起床、布団片付け、 着替、洗面	↑ ↓	夜間指導員が 1人に対応*	
7:15	朝食、歯磨き、洗濯			
8:30	日課の確認			
9:00	活動	↑ ↓	↑ ↓	
12:00	昼食、歯磨き			
13:00	活動			
16:00	掃除、おやつ			
17:15		↑ ↓	↑ ↓	
18:00	夕食			
19:00	自由時間 入浴、歯磨き			
21:00	小学生消灯			
22:00	中高生消灯			
22:00～	就寝			
			夜間指導員が 1人に対応*	

*一時保護所の居室スペース（居室・宿直室）に隣接する共有スペースの警備員室に警備員が常駐しているが、消灯後は居室と共有スペースの間の扉は施錠される。

資料3 米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議開催経過等

区分	開催日	内 容	出席者
第1回会議	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> 施設内虐待の概要 児童相談所の組織体制 一時保護業務と勤務体制 (会議に先立ち、米子児童相談所一時保護所視察を実施)	調査員 4名 県 7名
第2回会議	令和2年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> 虐待事案発生の要因 事案の公表時期 (会議に先立ち、米子児童相談所長、判定保護課長の聞き取りを実施)	調査員 4名 県 7名
第3回会議	令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 検証報告書(素案)の検討 	調査員 4名 県 7名
第4回会議	令和2年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> 検証報告書(案)の検討 	調査員 4名 県 7名

資料4 検証チーム調査員名簿

分野	所 属	氏 名
弁護士	米子東町法律事務所、子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀